

# 太陽光発電施設の設置に関する 景観形成基準

平成30年4月

有田川町

有田川町では、景観計画区域（町内全域）において、景観上影響の大きい大規模な建築物・工作物等について、景観法に基づき景観形成基準を設定し、届出制度の運用により景観誘導を図っています。

太陽光発電施設については、規模が高さ 13mを超える場合又は築造面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える場合に、蘭島景観重要地域では全ての行為が届出対象となり、景観形成基準に適合することが求められます。

太陽光発電施設設置事業者の方は、有田川町景観計画、そして太陽光発電の設置に関する景観形成基準の内容をご理解いただき、できるだけ早い時期の事前協議に努めていただくようお願いいたします。

また、景観上影響が及ぶ可能性のある周辺住民等には事業内容を周知し、理解を得られるように努めてください。

●太陽光発電施設の設置における景観形成基準  
 (蘭島景観重要地域を除く町内全域)

太陽光発電施設を設置する場合、景観形成基準は次のとおりとします。ただし、設置場所の周辺状況から特別な配慮が必要な場合は、この限りではありません。

項目		基準	
太陽光発電施設	太陽光パネル	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通量の多い道路等から容易に望見できる場合は、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜による反射光の影響に配慮し、統一感のある配置を行うこと。</li> <li>文化財等との接近を避ける、もしくは、樹木等による緩衝帯を設けること。</li> </ul>
		形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用すること。</li> <li>太陽光パネルの模様が目立たないものを使用すること。</li> </ul>
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光パネルの色彩は、周辺の景観と調和した色彩、かつ低明度の目立たないものを使用すること。</li> <li>交通量の多い道路から容易に望見できる斜面等に設置する場合は、太陽光パネルのフレームの色彩についても、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。</li> </ul>
	付属設備	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設の付属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること。</li> </ul>
	緑化、目隠し		<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の伐採は、必要最小限とすること。</li> <li>交通量の多い道路から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電施設の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置すること。</li> </ul>
維持管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光発電施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等維持管理に努めること。</li> </ul>	

## ●太陽光発電施設の設置における景観形成基準（蘭島景観重要地域）

重要景観地域では、下記事項も加えて配慮を求めます。

項目		基準
太陽光発電施設	太陽光パネル 配置等	・主要な眺望点から容易に望見できる場所や、幹線道路から容易に望見できる山の斜面に設置する場合は、太陽光パネル単一による圧迫感や人工物の存在感を軽減させるため、施設の規模や地形に応じ、太陽光パネルの分散配置やパネル周辺に樹木を配置する。
	緑化、目隠し	・主要な眺望点から容易に望見できる場所や、幹線道路から容易に望見できる山の斜面に設置する場合は、太陽光発電施設が容易に望見できないための植栽帯等を設置すること。

## ●景観法の届出時に求める書類

太陽光発電施設の場合は景観法の届出に必要な書類に加えて次の資料の提出を求めます。

- 太陽光パネルの仕様等が分かる資料（カタログ等）
- フレームや架台、付属設備の色彩が分かる資料
- 完成予想図（パース図、フォトモンタージュ）

## ●太陽光発電施設の規模

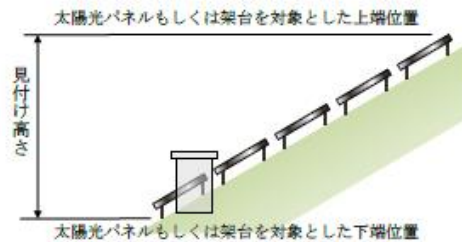
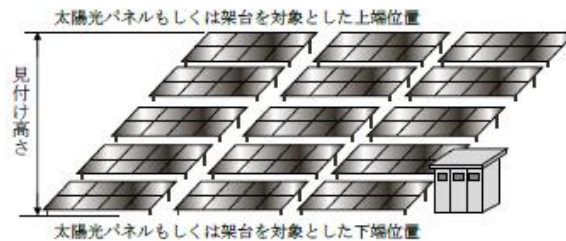
太陽光発電施設の規模については、下記のとおりの方と考え方とします。

高さは見付けの高さを、建造面積は太陽光パネル、付属設備（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積とする。

### ■太陽光発電施設の高さ及び建造面積の取り方

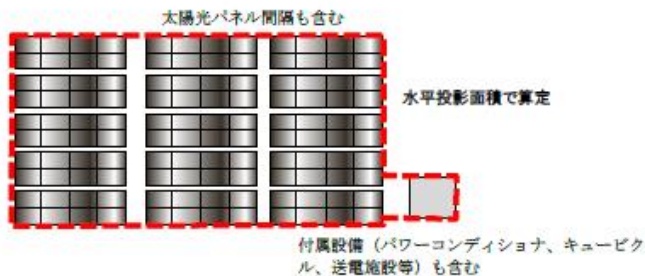
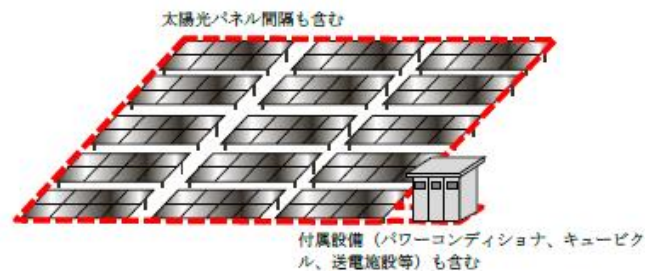
#### ① 太陽光発電施設における高さ

太陽光パネルもしくは架台を対象とした上端と下端との見付け高さを工作物の高さとする。



#### ② 太陽光発電施設における築造面積

太陽光パネル、付属施設（パワーコンディショナ、キュービクル、送電施設等）及びパネル間隔を含めた外郭の水平投影面積を工作物の築造面積とする。

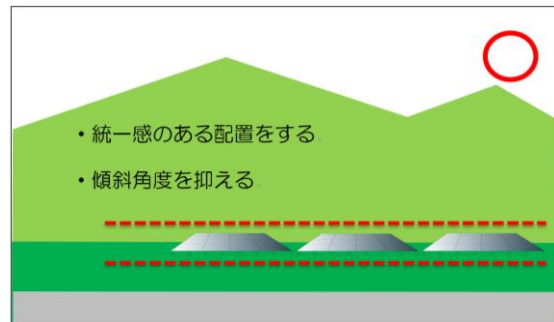
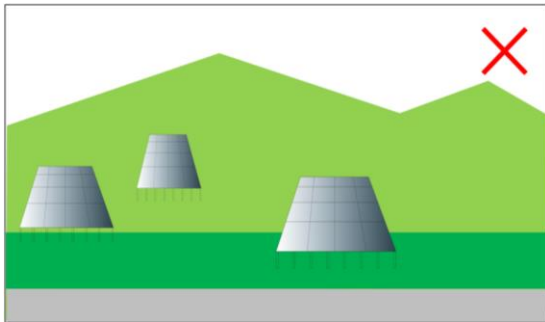


出典) 和歌山県『太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン』より

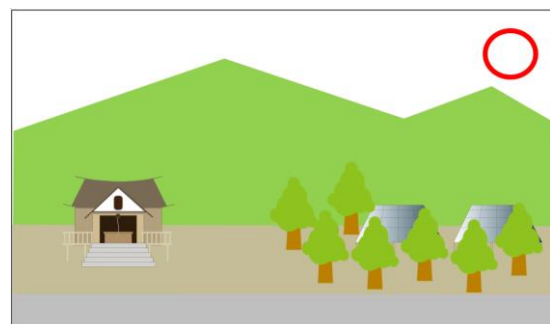
## 〈参考〉 太陽光発電施設の設置における景観への配慮の例

### 配置

- 交通量の多い道路等から容易に望見できる場合は、地形等に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜による反射光の影響に配慮し、統一感のある配置を行うこと。

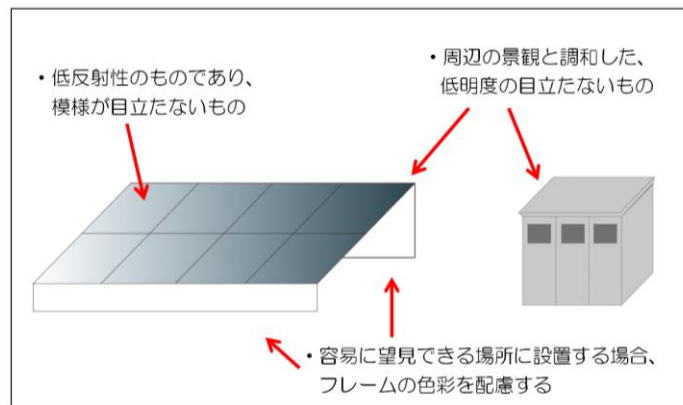


- 文化財等との接近を避ける、もしくは、樹木等による緩衝帯を設けること。



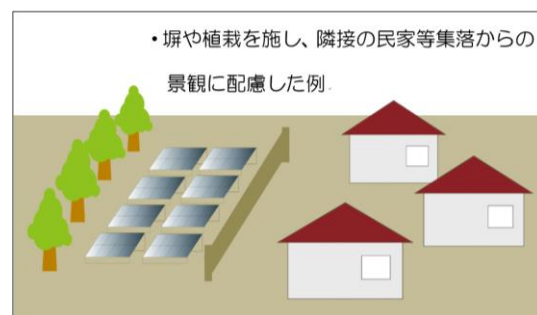
## 形態意匠 色彩

- 太陽光パネルの色彩は、周辺の景観と調和した色彩、かつ低明度の目立たないものを使用すること。
- 交通量の多い道路から容易に望見できる斜面等に設置する場合は、太陽光パネルのフレームの色彩についても、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。
- 太陽光発電施設の付属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること。
- 太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用すること。
- 太陽光パネルの模様が目立たないものを使用すること。



## 緑化、目隠し

- 交通量の多い道路から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電施設の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置すること。



お問い合わせ先

有田川町 建設環境部 建設課 都市整備班  
〒643-0021 和歌山県有田郡有田川町下津野 2018-4  
TEL : 0737-52-2111 FAX : 0737-52-7822